

# 住宅性能表示基準及び評価方法基準の一部が変わります

平成 19 年 4 月 1 日より『構造の安定に関すること』、『維持管理への配慮に関すること』について以下の変更があります。

## ①『構造の安定に関すること』

- i) 1-3 その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)として、  
評価対象建築物が免震建築物であるか否かを明示することになりました。
- ii) 上記に伴い、従前の 1-3～1-6 がそれぞれ 1-4～1-7 へと変更になります。

## ②『維持管理への配慮に関すること』が『維持管理・更新への配慮に関すること』となり、4-3、4-4 が追加となりました。

- i) 4-3 更新対策(共用排水管)  
共同住宅等における共用排水管の更新の容易さに関する表示
- ii) 4-4 更新対策(住戸専有部)  
共同住宅等における間取りの変更の容易さに関する表示

詳しくは、(株)確認サービス 住宅性能評価部までお問い合わせ下さい。

TEL : 0 5 2 - 2 3 8 - 7 7 5 4

FAX : 0 5 2 - 2 3 8 - 7 7 6 8